

## 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について

下記の地区について指定がありましたのでお知らせします。詳細は、関係土木事務所に照会ください。

### ◆指定地区 福崎郡福崎町

#### ●指定区域数及び公示日等

- ・土砂災害警戒区域 一部改正 3箇所 (急傾斜地の崩壊3箇所)  
平成28年11月29日兵庫県告示第1010号
- ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 19箇所  
(急傾斜地の崩壊14箇所、土石流5箇所)  
平成28年11月29日兵庫県告示第1012号

#### ●公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)

中播磨県民センター姫路土木事務所管理第2課 (電話: 079-281-9460)

### ◆指定地区 宝塚市清荒神

#### ●指定区域数及び公示日等

- ・土砂災害警戒区域 一部改正 1箇所 (急傾斜地の崩壊)  
平成28年11月29日兵庫県告示第1011号

#### ●公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)

阪神北県民局宝塚土木事務所管理第2課 (電話: 0797-83-3203)

## 特区民泊の円滑な普及に向けた マンション管理組合等への情報提供について

国土交通省では、特区民泊の円滑な普及を図るため、平成28年10月28日に公布された改正国家戦略特別区域法施行令と区分所有法に基づき各マンションが作成している管理規約との関係について、推奨される対応と住宅所有者又は転貸人が認定事業者に住居等を貸し出す際の留意点等を取りまとめましたので、お知らせ致します。

詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house06\\_hh\\_000136.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000136.html)

## 「宅地建物取引業法の遵守」のお願い

ここ2、3年、法の遵守が不十分ため、兵庫県から免許取消し等の監督処分となる会員の方が、多数見受けられます。特に役員変更、支店設置等に際し、変更役員や政令2条の2 (新支店長等) が免許の欠格事由に該当した場合は、**即刻本店免許が取消し処分**となりますのでご注意くださいとともに、宅地建物取引業法の遵守をお願い申し上げます。

## 子ども110番の店への登録をお願いします!

「子ども110番の店」は子ども達を犯罪者から守る為の制度です。

- ① 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、所属支部宛にご提出下さい。登録は、通りに面した店舗に限定しております。
- ② 協力店名簿に掲載し、県警本部に提出します。後日、ステッカー、マニュアル、委嘱状を送付致します。

★過去に登録された方は再登録の必要はございません。

商号		
免許番号	知事・大臣 ( )	号
代表者名		
所在地	〒	
電話/FAX	電話:	FAX:
所属支部		

受講料無料

## たっけん クラウド パソコン研修のご案内

●下記内容で実施しますのでお電話でお申込み下さい。

TEL: 078-382-0977 (担当: 中嶋・小野)

1会員につき1名のみのお申込みをお願いします。

◆日時: 下記参照

◆場所: 兵庫県不動産会館 4階パソコン教室

●内容

★物件登録 ★間取り図作成

★<新機能> 会員ホームページ (ハトラぶの会員情報ページ) の編集

日程	時間	定員
12月19日 (月)	13:30~16:30	10名

## 土砂災害警戒区域等の指定前の閲覧等に係る公告について

兵庫県では、平成28年11月29日付けで下記のとおり公告しましたので、お知らせ致します。

### ◆指定予定地区 多可郡多可町加美地区、八千代地区の一部

#### ●指定予定区域数

- ・土砂災害警戒区域 新規指定 2箇所  
(急傾斜地の崩壊1箇所、土石流1箇所)
- ・土砂災害警戒区域 一部改正 14箇所  
(急傾斜地の崩壊12箇所、土石流2箇所)
- ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 89箇所  
(急傾斜地の崩壊68箇所、土石流21箇所)

#### ●公告内容の照会先 (関係土木事務所)

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所 (電話: 0795-32-1001)

### ◆指定予定地区 美方郡香美町小代区

#### ●指定予定区域数

- ・土砂災害警戒区域 一部改正 12箇所  
(急傾斜地の崩壊10箇所、土石流2箇所)
- ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 65箇所  
(急傾斜地の崩壊53箇所、土石流12箇所)

#### ●公告内容の照会先 (関係土木事務所)

但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課 (電話: 0796-82-5690)

全宅連 ハトマーク支援機構からのお知らせ

## 宅建協会会員の皆様へ 様々なサービスを展開中

全宅連では、スケールメリットを活かした会員支援を目指すため、「ハトマーク支援機構」を設立しております。現在、会員皆様の不動産業務がより円滑に推進されるよう、様々な利用価値の高いサービスをご紹介します。

### 《提携事業》

#### ○ジャパンホームシールド(株)

ジャパンホームシールドが提供する『既存住宅検査(インスペクション)』のオプションとして、インスペクションと同時にシロアリ検査と地盤の診断・解析を実施するサービスが追加されました。

上記以外にも多数の事業が展開されています。詳しくは、ハトマーク支援機構ホームページからご覧頂くことができます。

※ハトマーク支援機構ホームページは下記の通りです。  
<http://www.hatomark.or.jp/>

事業者紹介ページ内のサービス内容詳細を閲覧する際には、下記の会員認証が必要となります。

(ID: hatomark, PW: fellow)